



令和4年（行ウ）第25号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告 近藤ユリ

被告 国

証拠説明書（5）

2023年5月24日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士	近	藤	博	徳	
同	椎	名	基	晴	
同	仲		晃	生	
同	仲	尾	育	哉	
同	山	西	信	裕	

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲121	意見書	原本	2023年 (令和5年) 4月8日	高佐智美	国籍法11条1項が違憲無効であること。
甲122	『国籍唯一の原則』の再検討』 ——MACIMIDEの調査結果にみる 重国籍容認 国の国際的拡大——	写	2023年 (令和5年) 3月31日	菅原 真	2020年には、外国の国籍を志望取得した者の原国籍を自動的に失わせない国が150カ国（76.9%）までに増えたこと。 複数国籍に肯定的な国が増えている理由と背景の分析に関する学説の状況。 本件訴訟における国の主張の問題点。
甲123	海外在住日本人の居住国国籍取得と日本国籍維持に関する調査結果	写	2023年 (令和5年) 2月10日	リード真澄	国際結婚を考える会（JAIF）が2021年3月から7月にかけて実施したアンケート（回答者数1846名）の結果から、国籍法11条1項が在外邦人の幸福追求の大きな障害となっているという事実が浮き彫りになったこと。
甲124	憲法I 基本権 第2版 (抄)	写	2023年 (令和5年) 3月30日	宍戸常寿 松本和彦 他	甲68の新版で、松本和彦が、憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由、すなわち日本国籍を喪失させられない自由を保障しており、複数国籍防止の正当性がない場合、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失は日本国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになると考えられるとする記述を維持し、本件東京地裁判決に対して「国籍を離脱しない自由の保障をそもそも否定し、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失が国籍離脱の自由を何ら制限するものではないと見なすことには疑問がある」と論じていること。 (340～341頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲125	国籍法をめぐる市民的不服従の実相 (武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書 所収)	写 2023年 (令和5年) 2月10日	武田里子	国籍法11条1項に関する当事者のエッセイ(甲126を含む。)の集積と分析をとおして、武田が、原告らの行為を「市民的不服従」であるとしてとらえ、ロールズの『正義論 改訂版』(2017年)を引用するかたちで、市民的不服従の「役目は法への忠誠の範囲内で不正義にあらがうことで、正義からの退却を防ぎ、またそのような退却が生じた際にそれを矯正することにある」と論じていること。(7頁) 武田が、国籍法11条1項の当事者の体験から、「在外公館のワイルドゾーン化」の実態の存在を指摘していること。(8頁以下)
甲126	国籍法11条1項と私のリタイアメント・ライフ——告知義務不作為による人生への深刻な影響—— (武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書 所収)	写 2023年 (令和5年) 2月10日	坂本真一	2013年にニューヨークの日系人会で国籍に関するセミナーが開催された際、元入管首席審査官であった領事が、米国人と結婚し米国籍を取得し2つのパスポートを所持していると自身の経験を語り、また、別の領事は、米国籍取得時には外国籍を取得した由の届出を領事館に提出してください、届出がない場合には日本の戸籍がそのままになり「2重国籍の状態」になります、という内容の説明をしたこと。(38頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲127	破綻をきたしている「国籍法」の運用に触れて——国民に対する不利益が起り守られるべき権利が阻害されている現状を案じて—— (武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)	写 2023年 (令和5年) 2月10日	鷹松弘章	国籍法11条1項の運用が破綻していること及びその衝撃的な実状。
甲128	どっかおかしくない？自覚のない国籍はく奪——提訴までの道のり (武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)	写 2023年 (令和5年) 2月10日	吉田知浩	国籍法11条1項により日本国内で生まれ育った子どもが、外国の規定の解釈によって日本国籍をはく奪される事例が多数生じていること。その被害者が日本国籍を回復するまでに要した道のりの遠さ、陰しさ。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲129	国籍はく奪違憲訴訟に思うこと——日伯重国籍者として (武田里子編「国籍法をめぐる当事者による市民的不服従の実相」2020～2022年度 科学研究費補助金 基盤研究C 課題番号 20K02126 報告書所収)	2023年 (令和5年) 2月10日	国境を越える多国籍人A. H. M	複数国籍は認められないという言説が複数国籍者の尊厳を傷つけるものであること。(54頁) 日本政府が複数国籍者の存在を問題にしていないこと。(57頁) ブラジルでは国籍を本人の意思に反して奪うことは重大な人権侵害と考えられていること。(58頁) 本件訴訟で問われているのは、国家による管理が重要な国家主義を選ぶのか、基本的人権が重要な民主主義を選ぶのかの選択であると考えられること。(59頁)